

「図形表示装置及び方法」事件  
東京地裁平成15年(ワ)第23079号事件（平成17年12月27日判決）

<キーワード>

特許発明の技術的範囲

<抜粋>

特許発明の技術的範囲は、特許請求の範囲の記載に基づいて定められ（70①）、特許請求の範囲の記載の解釈は、発明の詳細な説明の記載及び図面の記載を考慮してこれを行う（同②）。また、特許制度は、発明を公開した者に対し、一定の期間その利用についての独占的な権利を付与することによって発明を奨励するとともに、第三者に対しても、この公開された発明を利用する機会を与え、もって産業の発達に寄与しようとするものであるから（最高裁平成10年(受)第153号同11年4月16日第二小法廷判決・民集53巻4号627頁参照）、特許権者は、与えられる独占的な権利と引換えに、当業者に当該特許発明を十分に理解させる開示を行う必要がある。それゆえに、特許請求の範囲において記載されている発明は、発明の詳細な説明に記載されて基礎付けられていなければならない（36⑥I）、発明の詳細な説明には、当業者が「実施をすることができる程度に明確かつ十分に」記載されていなければならない（同④I）。もとより、同法70条2項の規定の趣旨は、限定的意味ではなく、明細書及び図面全体の理解から、特許請求の範囲に記載された発明の内容を把握すべきことをいうものと解される。したがって、特許請求の範囲の記載を正当に解釈するためには、「発明の詳細な説明」に示された具体的技術思想に基づいて解釈すべきである。そして、特許請求の範囲の記載が一義的に明確でない場合に、当業者が実施することができる程度に明確かつ十分に開示されていない技術思想までも含ませることはできない。よって、発明の詳細な説明の記載が不十分な発明に係る特許は、無効理由が存在するか（123①IV）、そうでないとしても、その開示の限度で独占的な権利を与えられるにすぎないと解すべきである。

【課題を解決するための手段】の欄には、本件特許発明1及び2の特許請求の範囲そのものが記載されているにすぎず、それ以上に、本件特許請求の範囲を説明する具体的な記述は全くない。本件明細書の大部分は、本件特許発明の実施例の説明が占めており、唯一の実施例が詳細に記載されている。そして、本件特許発明の特許請求の範囲の記載には、それ自体語句として一義的に明確でない用語が含まれ、一義的に明確であるとはいえないにもかかわらず、その点について唯一の実施例以外に十分な開示がされているとはいえない。すなわち、本件特許発明について、本件実施例以外の説明では、当業者が本件特許発明を実施することができる程度に明確かつ十分に特許請求の範囲が説明されているとはいえない。したがって、本件特許発明の特許請求の範囲の記載を解釈するには、本件明細書に記載された唯一の実施例に記載されている回転表示方法を考慮して解釈せざるを得ないというべきである。

原告は、実施例限定や出願人の意見表明による限定解釈は許されない旨主張する。しかしながら、特許請求の範囲の記載が一義的に明確でなく、発明の詳細な説明にも、当該実施例以外に当業者が発明を実施することができる程度に明確かつ十分な説明がない場合には、当該特許は、無効とすべきか若しくは開示されていない技術思想を

含まないよう開示の限度で独占的利益を与えられるにすぎないのであって、このことは、前記のとおり、特許法の予定しているところといわざるを得ない。また、出願人が拒絶理由通知に対する意見書や手続補正書において意見を表明し、それによって特許査定がされた場合には、侵害訴訟においてこれに反する主張をすることは、信義則上許されないというべきである。